

お知らせ

記者発表資料

令和5年6月13日

■同時発表先：合同庁舎記者クラブ、鳥取県政記者会、島根県政記者会、岡山県政記者クラブ、広島県政記者クラブ、山口県政記者会、山口県政記者クラブ、山口県政滝町記者クラブ、中国地方建設記者クラブ

建設業者に対する監督処分（営業停止）について

本日、中国地方整備局は、別紙のとおり建設業法の規定に基づく監督処分を行いましたのでお知らせします。

<問い合わせ先>

国土交通省 中国地方整備局 建政部 計画・建設産業課
082-221-9231（代表）

【担当】

計画・建設産業課長 西尾 聡子（内線6121）

計画・建設産業課 課長補佐 土井 学（内線6142）

建設業者に対する監督処分（営業停止）について

国土交通省中国地方整備局長は、下記のとおり建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく監督処分を行いました。

記

1. 処分対象業者

商号	許可番号	代表者	所在地
大陽塗装工業株式会社	国土交通大臣許可 (特-02) 第16494号	辻 昌人	岡山県岡山市北区下伊福本町1-31

2. 処分内容

建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止

(1) 期間

令和5年6月28日から令和5年6月30日までの3日間

(2) 停止を命ずる営業の範囲

鳥取県・島根県・岡山県・広島県・山口県の区域内における防水工事業に関する営業のうち、民間工事に係るもの。

3. 処分理由

令和4年1月29日、大陽塗装工業株式会社（以下「同社」という。）の4次下請けの労働者が、岡山県赤磐市の民間改修工事現場において、棟の屋上にて防水シート設置の作業中、屋上の端から墜落し、病院へ搬送されたが、その後死亡した。

同社及び同社の従業員は、当該工事現場の防水シート設置作業に従事させるに当たり、棟屋上の端部に囲い等を設けておらず、かつ親綱も設置しておらず、労働者が親綱に固定した安全帯を使用しない状態で作業に従事していることを認識していながら、労働災害を未然に防止すべき業務上の注意義務を怠り、労働者に前記作業に従事させた。

この件について、同社及び同社の従業員は令和5年2月1日付けで労働安全衛生法違反及び業務上過失致死罪により岡山簡易裁判所からそれぞれ罰金刑の略式命令を受け、その刑が確定した。

このことが建設業法第28条第1項第3号に該当すると認められる。